

# 仕 様 書

年 度 令和 7 年度

場 所 三原市明神一丁目外

名 称 市道明神22号線外排水管新設工事

種 別 配水施設整備 第            号

期 間            年            月            日から            年            月            日まで (契約締結後            日間)

概 要 仕切弁設置φ50mm N=1基 (新設)  
排水管設置φ25mm N=5基 (新設)

広島県水道広域連合企業団三原事務所

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、三原市明神一丁目外 市道明神22号線外排水管新設工事に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
  - ・水道工事共通仕様書（令和6年4月）広島県水道広域連合企業団三原事務所
  - ・土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島県※ 土木工事共通仕様書は「広島県の調達情報」に掲載している。  
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
  - ・水道工事標準仕様書 平成22年 日本水道協会
  - ・その他関連規格類

### 第2節 法定外の労災保険の付保

- 1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第54条に基づき、法定外の労災保険の契約締結したときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法に基づいて契約を締結しているものとする。

## 第2章 施工条件

### 第1節 工程

- 1 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査

調査項目	地下埋設物
調査時期	必要に応じて、工事施工前に試掘を行うこと。（支障物件が発見された場合は、監督員と協議すること。設計変更の対象とする）
協議	地下埋設物の占用者間協議は、工事着手前に受注者が行うこと。
立会	必要に応じて、当該地下埋設物の管理者に立会を求めること。

### 第2節 用地

- 1 現場の復旧  
原形復旧とする。

### 第3節 安全対策

- 1 交通誘導員・警戒船・保安要員  
例1 掘削作業期間、交代要員を含めた交通誘導員を2（人／日）配置すること。  
参考図書に記載した交通誘導員の数量は工事期間中、適正に安全を確保することを目的として算定したものである。

## 第7節 盛土

### 1 流用土 (工事内流用)

本工事の施工により発生する土のうち、1m<sup>3</sup> (地山土量) については当該工事の施工に流用するものと見込んでいる。

### 2 再生砂 (搬入)

本工事では、1m<sup>3</sup>の砂購入を見込んでいる。

使用する再生砂がセメント及びセメント系固化材を使用した再生砂の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領 (案)」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果 (計量証明書) を提出するものとする。

## 第8節 建設副産物

### 1 建設発生土 (搬出) (建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地 (一時たい積))

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地 (一時たい積) のいずれかに搬出するものとする。

また、搬出先として、運搬費と受入費 (平日の受入費用) の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地 (一時たい積) を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用 (単価) は変更しない。

なお、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地 (一時たい積) への搬出が困難となった場合は、発注者と受注者が協議するものとする。

### 2 産業廃棄物の場外保管

当該工事により発生する産業廃棄物を事業場の外 (建設工事現場以外の場所) において300m<sup>2</sup>以上の面積で保管する場合には、保管場所を所管する都道府県知事又は政令市長に事前の届出を行うこと。また、届出事項を変更する場合は事前に変更届を、保管をやめたときは30日以内に廃止届を提出すること。

ただし、産業廃棄物処理業等の許可施設における保管は届出対象外とする。

## 第9節 建設副産物の取り扱いについて

建設副産物 本工事における建設副産物の取扱いについては、水道工事共通仕様書 1.1.19 建設副産物 (再生資源利用計画)、(再生資源利用促進計画) 及び (実施書の提出) によらず、次のとおり取り扱う。

### 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト 混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

### 2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示 (デジタルサイネージによる掲示も可) し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次の URL を参考に作成すること。 [https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page\\_03060101credas1top.htm](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)

### 3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

#### 4 工事現場の管理体制

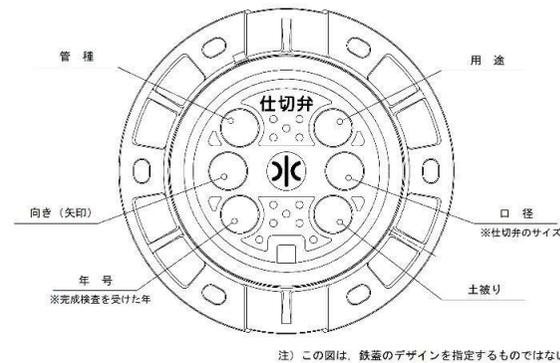
受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

### 第4章 その他 第1節

#### 施工管理

##### 1 弁類

- (1) 弁類台帳等(仕切弁・空気弁・消火栓・既設連絡部)は、監督員との協議のうえ、必要に応じて作成するものとする。作成するに至った場合は、その設置位置を管理するためにオフセット写真を提出するものとする。
- (2) 弁類(消火栓も含む)の受枠(下枠)の微調整については、原則として無収縮モルタルを使用するものとする。また、レジンコンクリート及び鋳鉄製の受枠については、調整リング(再生)を使用しなければならない。
- (3) ねじ式仕切弁鉄蓋の設置は、調整代の中間にセットした状態とし、原則として当該工事における舗装仕上げ時等の調整に用いないこと。
- (4) 丸型空気弁鉄蓋については、ロック付きとすること。
- (5) 丸型消火栓鉄蓋について、受枠がハット形以外のものを使用する場合は、レジンコンクリートボックスと受枠の隙間に必ず無収縮モルタルを充填し、一体化させること。
- (6) 多機能表示仕切弁用鉄蓋に表示する情報表示プレートは、次の通りとすること。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。



##### 2 本管・給水管

- (1) 配水管等を破損した場合は速やかに監督員に連絡し、指示を受けなければならない。また、その始末書及び事故報告書を7日以内に提出しなければならない。

- (2) 原則、給水管布設時には第一止水栓までを布設替え対象とし、敷地内に設置しなければならない。なお、敷地内に設置が困難な場合には、所有者又は使用者に承諾を得て、官民境界の官地側で既設管と接続することとする。(設計変更の対象とする。)  
また、分岐写真(耐圧状況含む)を工事写真とは別に給水台帳とともに提出しなければならない。

3 埋戻し

管周りの埋戻し材は、処理土(改良土を含む)を使用しないこと。

4 舗装復旧者の表示

市道部(里道を含む。)において、舗装時に仮復旧状態の場合は「W1」、本復旧状態の場合は「W2」を表示しなければならない。なお、その規格・寸法については別紙1によるものとする。

5 試験・検査

本工事における試験及び検査などについては、監督員の指示に従うものとする。

6 サンドエロージョン対策

他の埋設物との離隔が確保することが困難なときは、原則として水道本管に保護用ブタジエンゴムシート(幅350mm・厚さ2mm)を3重巻きし、6mmの厚さに仕上げる。なお、これにより難い場合は、ブタジエンゴム製耐摩板(幅330mm・厚さ6mm)を設置すること。

7 出来形管理

土工における出来形管理において、契約図書に定められていない場合は、参考図書に記載されている数値を基準値として管理すること。

第2節 法令及び条例等の遵守

1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。

- (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』
- (2) 上記(1)の内容について『不測の事態等が生じた場合の対応方法』
- (3) 上記(1)、(2)の内容について『現場作業に従事する者に対する周知の方法』

2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。

3 『法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件』等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第3節 その他

1 本設計書における配管図等は参考資料であり、現場をよく調査・検討した上で詳細な配管図等を監督員に打合せ簿により提出すること。

2 近接する地域住民に工事内容等を十分に周知したうえで、苦情やトラブルのないよう施工に努めること。

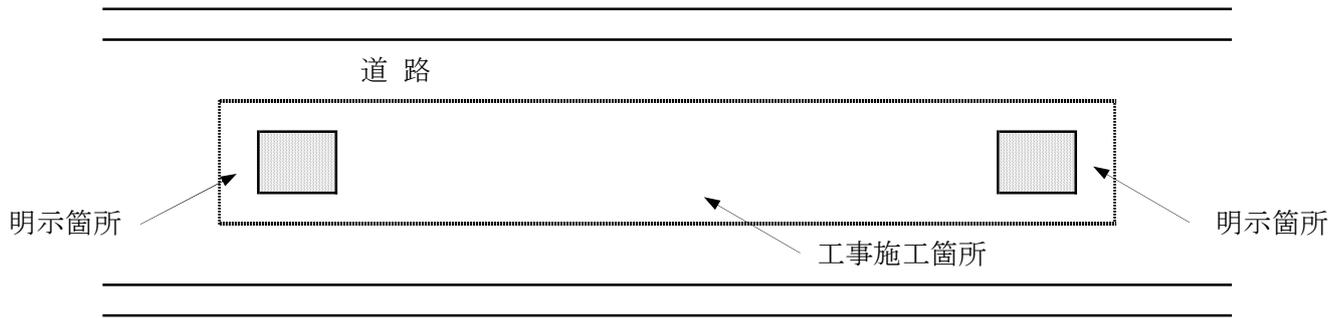
3 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項、または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。

4 原則、路面標示は原形復旧を見込んでいるが、横断歩道部、自転車横断帯、速度規制、交差点内の誘導表示、矢印の実践と破線等の復旧について表示方法の変更や、復旧が不要となる場合があるので、復旧前に三原警察署交通課へ協議を行うこと。

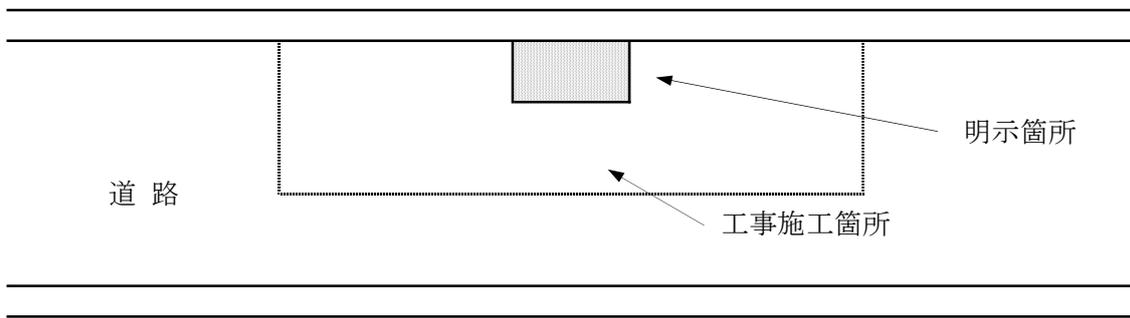
道路の掘削工事における舗装復旧者表示について（平成11年3月23日付三監第623号通達）

1. 明示箇所

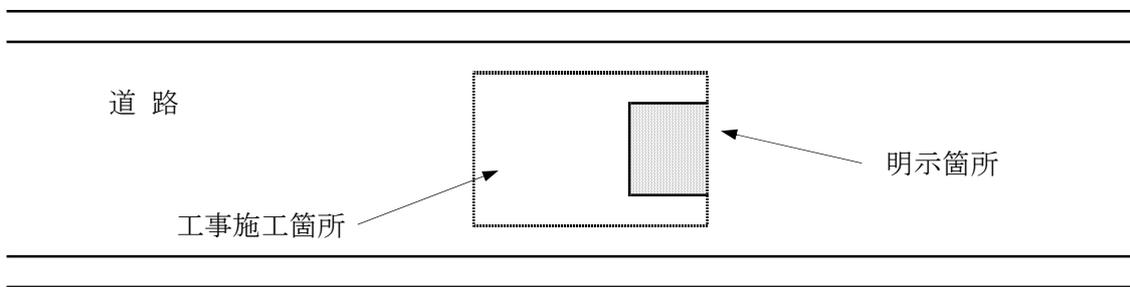
ア) 道路縦断方向の工事



イ) 道路横断方向の工事

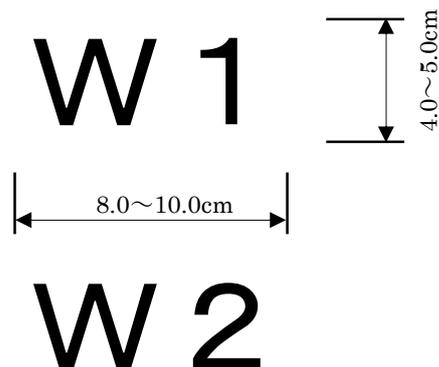


ウ) 道路部分工事



2. 明示方法

- ① 縦4.0～5.0cm × 横8.0～10.0cmで舗装に記入。  
(文字型枠を使用し、ペイント吹き付けすることが望ましい。)
- ② 明示色 白色ペイント
- ③ 仮舗装復旧状態：W 1  
本舗装復旧状態：W 2



## 工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
本工事費						
	1	式				
管路（排水管） PE φ 25					Lv1	処:
	1	式				
管きょ工(開削)					Lv2	処:
	1	式				
管路土工					Lv3	処:
	1	式				
管路掘削					Lv4	
	1	式				
管路埋戻					Lv4	
	1	式				
発生土処理					Lv4	処:
	1	式				
管布設工（仕切弁）					Lv3	
	1	式				
管材料					Lv4	
	1	式				

## 工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	基 準
その他材料	1	式			Lv4	
仕切弁設置 φ50	1	箇所			Lv4	
仕切弁室(築造)設置 C形1号(φ250)	1	箇所			Lv4	
管布設工(排水管)	1	式			Lv3	
管材料	1	式			Lv4	
その他材料	1	式			Lv4	
排水管布設	1	式			Lv4	
止水栓ボックス(築造)設置 円形特殊(φ170)	1	式			Lv4	
付帯工	5	箇所			Lv2	
	1	式				処:

## 工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	基 準
舗装版撤去工	1	式			Lv3	処:
舗装版切断 アスファルト舗装版 15cm以下	1	式			Lv4	
舗装版取壊 スファルト舗装版 10cm以下	1	式			Lv4	
殻運搬処理 アスファルト殻	1	式			Lv4	処:
舗装仮復旧工	1	式			Lv3	
下層路盤 RC-30 全仕上り厚10cm	1	式			Lv4	
上層路盤 RM-30 仕上り厚12cm	1	式			Lv4	
表層 舗装厚3cm 再生密粒度 (13)	1	式			Lv4	
舗装本復旧工	1	式			Lv2	処:

## 工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
舗装版撤去工	1	式			Lv3	処:
舗装版切断 アスファルト舗装 15cm以下	1	式			Lv4	
舗装版取壊 舗装厚0cm越え10cm以下	1	式			Lv4	
殻運搬処理 アスファルト殻	1	式			Lv4	処:
管路土工	1	式			Lv3	処:
管路掘削	1	式			Lv4	
発生土処理	1	式			Lv4	処:
舗装本復旧工	1	式			Lv3	
不陸整正 補足材無	12	m2			Lv4	

## 工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	基 準
表層 舗装厚5cm 再生密粒度 (20)	12	m2			Lv4	
全工種共通仮設費					Lv2	
安全費	1	式			Lv3	
交通誘導員	1	式			Lv4	
直接工事費計	1	式				
共通仮設費計						
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
	1	式				

## 工 事 数 量 総 括 表

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	基 準
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要としない
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計	1	式				